

平成19年3月

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第7条の6に基づく定期の報告については、以下のとおり運用することとする。

1. 定期報告義務の概要

- (1) 対象者：容器包装多量利用事業者（当該年度の前年度において用いた容器包装の量が50トン以上である事業者）
 - (2) 提出方法：郵送その他指定の方法
 - (3) 提出様式：別記様式
 - (4) 提出時期：平成20年度以降、毎年度6月末日まで
注：「年度」とは、4月から翌年3月までをいう。以下同じ。
 - (5) 提出先：事業所管省庁（※）の長又はその地方支分部局の長
- (※) 別途定める文書に基づき、事業者ごとに決定する。

2. 報告書記入事項

- (1) 事業者概要（事業者名、代表者氏名、所在地、業種、報告書作成責任者名）[表紙]
- (2) 容器包装を用いた量[第1表]
「主としてプラスチック製の容器包装」及び「主として紙製の容器包装（主として段ボール製の容器包装を除く。以下同じ。）」とはそれぞれ、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第4条第6号及び第4号に規定する容器包装の区分に従うものとする。
- (3) 当該容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値[第2表]
当該容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値として、「売上高[円]」、「店舗面積[m²]」又は「その他の当該容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値」のうちいずれかの欄に記入する。
- (4) 容器包装の使用原単位（前年度分）及びその「対前年度比」[第3表]
「容器包装を用いた量」を、第1表に掲げる素材の区分ごとに、第2表で記入した「当該容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値」でそれぞれ除して得られる値を、有効数字2桁で記入する（平成20年度に提出する報告書においては前年度分のみでよい。）。
- (5) 容器包装の使用原単位の算出方法の設定に係る説明（変更する場合はその理由と変更後の算出方法の説明）[第4表]
容器包装の使用原単位の算出方法の設定について、説明を記入する。また算出方法を変更した場合には、以下のいずれかとし、同表に理由を示す。
 - (イ) 前年度報告分の容器包装の使用原単位も今年度報告分と同じ方法で算出して対前年度比を求める。
 - (ロ) 今年度報告分の容器包装の使用原単位を前年度報告分と同じ方法でも算出し、今年度報告分の容器包装の使用原単位の下に括弧書きで示し、対前年度比は括弧内の数値と前年度の数値の比として求める。
- (6) 直近の過去5年度間の容器包装の使用原単位の変化状況[第5表]
第1表に掲げる素材の区分ごとに、過去5年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の4乗根となる値を記入する。

$$(5 \text{ 年度間平均原単位変化}) = (A \times B \times C \times D)^{1/4} = \sqrt[4]{A \times B \times C \times D} \quad [\%]$$

※ A, B, C, Dはそれぞれの年度における対前年度比とする。

(平成20年度及び平成21年度に提出する報告書において第5表は記入不要。また、平成22年度及び平成23年度に提出する報告書においては、平成19年度から当該報告書を提出しようとする年度の前年度までの間における変化状況でよい。なお、このとき、第5表中の「5年度間平均原単位変化」の欄には、対前年度比を乗じた値のそれぞれ2乗根、3乗根となる値を記入する。)

(7) 原単位を次の各場合において改善できなかった場合、その理由[第6表]

(イ) 上記(6)において原単位を改善できなかった場合

(平成20年度及び平成21年度に提出する報告書においては記入不要。)

(ロ) 上記(4)において原単位を改善できなかった場合

(平成20年度に提出する報告書においては記入不要。)

(8) 判断の基準となるべき事項に基づき実施した取組[第7表]

「小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」(平成18年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第1号。以下「判断基準」という。)の各条に基づき実施した取組及びその効果について記入する。

(9) その他の容器包装の使用の合理化のために実施した取組[第8表]

判断基準のいずれの条にも基づいてはいないが容器包装の使用の合理化のために実施した取組があれば、記入する。

3. 容器包装を用いた量の算定範囲及び算定方法

(1) 容器包装を用いた量の算定範囲

小売業(各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、自動車部分品・附属品小売業、家具・じゅう器・機械器具小売業、医薬品・化粧品小売業、書籍・文房具小売業、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業及びたばこ・喫煙具専門小売業に限る。)に属する事業において用いられる容器包装のうち、その大宗を占める区分としての①主としてプラスチック製の容器包装、②主として紙製の容器包装、③主として段ボール製の容器包装のほか、④その他の容器包装を算定対象とする。容器包装多量利用事業者の要件となる「当該年度の前年度において用いた容器包装の量が50トン以上」とは、これらの区分の容器包装を合計した量が50トン以上であることをいう。

(2) 容器包装を用いた量の算定方法

容器包装多量利用事業者は、毎年度、上記(1)で掲げた容器包装区分ごとに、当該年度の前年度において用いた容器包装の量を算定し、その合計が50トン以上となる場合には、当該年度の6月末までに定期報告書にこれらの量を記入し提出する。

「当該年度の前年度において用いた容器包装の量」の算定に当たっては、当該年度の前年度末日以前であって直近の過去の事業年度末日までにおいて確定している容器包装の使用量を使用して算定することとし、確定していない期間の使用量については、例えば月次の暫定値を積算する等して、合算するものとする。

なお、上述のとおり、定期報告書においては、容器包装の使用量を容器包装区分ごとに記入することとしているが、小売業という業態に照らし、代表的用途である「主

としてプラスチック製の袋」、「主として紙製の袋」としての使用量も参考値として記入することとする。

得られた情報は、主務省庁において集計し、将来的には「主としてプラスチック製の袋」、「主として紙製の袋」の使用量の統計データとして活用することを想定している。

4. 報告書の記入要領・記入例

別紙1を参照。

5. 帳簿の記載例（容器包装多量利用事業者用）

容器包装多量利用事業者が備え、記載し、保存しなければならない帳簿の記載例を、参考として別紙2に示す。

(参考) 判断基準の解説

定期報告の記入事項として「(8) 判断の基準となるべき事項に基づき実施した取組」があるが、これは、法第7条の4第1項に基づき主務大臣が主務省令により定める「小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項」(平成18年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第1号)を指している。

ここでの「小売業に属する事業を行う者」とは、その事業所において行う主要な経済活動(過去1年間の収入額又は販売額の多いもの)が「小売業」(※)に分類されるか否かに関わらず、容器包装を用いる事業が「小売業」に属する者を意味している。したがって主たる業種が「小売業」ではない事業者(製造業、サービス業等)も、事業の一部として小売事業を行っている限り、その範囲において容器包装の使用の合理化に努める必要がある。

(※) 政令(「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令」(平成7年政令第411号))により指定している。「小売業」の中でも、容器包装の使用実態に照らし、各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、自動車部分品・附属品小売業、家具・じゅう器・機械器具小売業、医薬品・化粧品小売業、書籍・文房具小売業、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業及びたばこ・喫煙具専門小売業に限ることとした。

具体的に判断基準に定めるべき事項は次のとおりとなる。

第1条(目標の設定)

まず、事業者は、容器包装の使用の合理化を図るため、容器包装の使用原単位の低減に関する目標を定め、これを達成するための取組を計画的に行うものとする。ここで、容器包装の使用原単位とは、容器包装を用いる量を、売上高、店舗面積その他の当該容器包装を用いる量と密接な関係をもつ値で除して得た値とし、「売上高、店舗面積その他の容器包装を用いる量と密接な関係をもつ値」は事業者が評価に当たって最も適切な指標を選択する。

第2条(容器包装の使用の合理化)

上記の目標を達成するため、事業者は容器包装の使用の合理化のための具体的な取組を行うこととなるが、特に高い効果が認められ、また他の事業者にも広がることが適切と考えられる取組については、本条第1号、第2号の中で例示することとし、事業者はこれらの取組を通じて、容器包装廃棄物の排出の抑制を相当程度促進するものとする。ここでいう「相当程度」とは業種・業態に応じ異なると考えられるため、一律の基準を想定するものではないが、個々の事業者にとってより一層の努力によって到達されるべき程度を意味している。

第1号では、主として小売業者が消費者に働きかける取組を例示している。

○「商品の販売に際しては、消費者にその用いる容器包装を有償で提供すること」

レジ袋を始めとして、消費者に提供される容器包装の有料化を実施すること等を意味している。

○「消費者が商品を購入する際にその用いる容器包装を使用しないように誘引するための手段として景品等を提供すること」

マイバッグを持参する消費者や、容器包装の使用を辞退する消費者に、買い物券や景

品等の特典を提供すること、又はポイント制を実施すること等を意味している。

- 「自ら買物袋等を持参しない消費者に対し繰り返し使用が可能な買物袋等を提供すること」

マイバッグやマイバスケットの持参を促進するため、マイバッグの販売やマイバスケットのレンタル等を行うこと等を意味している。

- 「その用いる容器包装の使用について消費者の意思を確認することその他の措置を講ずること」

販売員から消費者に対して、容器包装を使用するかどうかの声かけを励行すること等を意味している。

第2号では、事業者自らの容器包装の調達や販売方法の選択に関わる取組を例示している。

- 「薄肉化又は軽量化された容器包装を用いること」

販売時に付す容器包装について、従来のもより薄く、又は軽いものを採用・調達することを意味している。

- 「商品に応じて適切な寸法の容器包装を用いること」

大きめのサイズの容器包装の使用を控えて、商品の大きさや数量に見合うサイズの容器包装を使用することを意味している。

- 「商品の量り売りを行うこと」

生鮮食料品等の販売に際して量り売りを行い、予め袋詰めすることを控えること等を意味している。

- 「簡易包装化を推進すること」

例えば、二重包装等を控える、商品を部分的に包装する等を意味している。

第3条（情報の提供）、第4条（体制の整備等）、第5条（安全性等の配慮）

また、消費者等への情報の提供、体制の整備・研修の実施、安全性等への配慮のような、容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する直接的な効果を測定することは困難であるものの、容器包装の使用の合理化を実現するための基盤整備や環境整備等といった間接的な取組についても、判断基準に定めている。

第3条では、「情報の提供」の例示として、次の取組を示している。

- 「店頭において容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に資する事項を掲示すること」

店頭において、消費者の行動や事業者の取組により促進される容器包装廃棄物の排出の抑制について、情報を掲示することを意味している。

- 「事業者自らが容器包装の使用の合理化のために実施する取組の内容を記載した冊子等を配布すること」

事業者の取組を記載したチラシ、パンフレット、環境報告書等を配布・提供することを意味している。

- 「その用いる容器包装に容器包装廃棄物の排出の抑制の重要性についての表示を付すこと」

容器包装の表面に、容器包装廃棄物の排出の抑制の重要性に関する印刷等を実施することを意味している。

第6条（容器包装の使用の合理化の実施状況等の把握）

事業者が計画的な取組を継続的に実施するに当たっては、自己の実施した取組の状況や効果の把握もまた重要となる。したがって、事業者は、容器包装を用いた量並びに容器包装の使用の合理化に関し実施した取組及びその効果を適切に把握するものとする。

以上を踏まえ、事業者は、目標の設定及び計画的な取組（Plan）、具体的取組の実行及びそのための基盤整備・環境整備（Do）、自己の状況把握（Check）、自ら定めた目標の見直し（Action）のPDCAサイクルに取り組むことが可能となる。

第7条（関係者との連携）

最後に、事業者がこのPDCAサイクルを実施していくに当たって、主体間の連携によって特にその取組が効果的となる場合、事業者は、単独で消費者に働きかけたり自ら軽量化等の努力を行ったりするだけでなく、なるべく国、関係地方公共団体、関係団体及び関係事業者と連携を図るよう配慮することにより、より一層の容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するものとする。特にフランチャイズチェーンにおいては、直営店か加盟店かを問わず統一的なマニュアルや容器包装を使用しているほか、ブランドの統一化が図られている等の理由により、ある店舗における容器包装の使用の合理化のための具体的取組や情報提供・普及啓発の効果が他店舗でも発現することになる。このため、フランチャイズチェーンでは直営店及び加盟店の相互の連携により容器包装の使用の合理化を一層効果的かつ効率的に実施することが可能であり、連携の必要性は特に高い。